

# 文化資料室ニュース

第13号 2011年3月・札幌市文化資料室発行

## 総務省・北海道主催「公文書管理セミナー（札幌）」への参加報告 — 公文書管理法ガイドラインを中心に — (総務局行政部文化資料室資料担当係長 竹内 啓)

平成23年2月7日(月)、総務省と北海道の主催による「公文書管理セミナー」が札幌で開催された。ガイドラインの策定後としては、東京(2月25日)と札幌の二か所のみという貴重な機会であり、また1自治体1名という出席制限もあったため、何とか滑り込めたのは幸いだった。セミナー自体も期待どおりの充実した内容であった。

当日冒頭での挨拶・講演を予定されていた逢坂誠二総務大臣政務官が、急きょ衆院予算委員会の質疑対応のために欠席されたのは残念であったが、その後は大変参考となる講演や報告が続いたように思う。

総務省行政管理局個人情報保護室長の七條浩二氏の講演は初めてお聞きしたが、「公文書管理法の制定」(『時の法令』(平成22年2月28日号、No.1852)など情報法の大家として以前からご尊名は存じ上げていた。今回、「公文書管理法の施行に向けて」と題した新法の解説は大変にわかりやすく、公文書管理条例の制定や公文書館の新規開設を早晩予定している本市には、まことに時宜を得た講演内容であったとありがたく感じた次第である。

講演冒頭に示された「なぜ文書管理が重要なのか」という問いに対する氏の回答も、シンプルでありながら、これ以上の説得力を他の回答から引き出すことは難しいと思えるほど明快なものであった。

いわく、①行政職員は文書をベースに業務を執行している。従って文書管理が適切かつ効率的に行われていなければ、業務自体を適切かつ効率的に進めることはできない、②主権者であり、納税者である国民に対し、行政が「説明責任」と「知る権利」をしっかりと保障していくためには、適切な文書管理が不可欠である、③アーカイブの視点からは、現在の国民のみならず、将来世代の国民にまで歴史的価値のある文書を引き継いでいくことが、行政にとって重要な責務である、という3点である。

おそらくこれ以上に的確な理由など、どこをどう探してみても見つからないことであろう。

七條氏は1)法の制定経緯、2)法施行までのスケジュール、3)法のポイント、4)法の内容という4点を僅か1時間という短い時間内で明快に解説された。特にご自身が中心になってまとめられたという「行政文書の管理に関するガイドライン」を参考資料として縦横に駆使しながら、新法の目指すゴール・イメージを出席者の頭の中に見事に焼き付けた。行政文書ファイル管理簿や移管・廃棄・延長手続き、法人文書の管理、公文書管理委員会、国立公文書館の役割、地方公共団体の文書管理などの解説について、今ここで個別具体的に触れる余裕はないが、氏が言われた「適切な公文書管理ができれば、業務をチームワークとして行うことができ、その結果として素晴らしい仕事を生み出すことができる」という結びの言葉だけはぜひとも紹介しておきたいと思う。

続く廣田傳一郎氏の講演からは、①日本がその改正の流れに強い影響力を行使したという国際標準のISO30300が3か月後に発効する、②文書管理の問題解決策とは、そのほとんどが公文書管理法の中にある、という二つのアピール内容が、私にはひときわ強く印象に残っている。

前田一男松前町長の報告からは、①過疎対策事業債の活用という意外性を学び、②町財政の浮沈をかけるほどの決断を下す過程(戦略や根回しなど)は、その現実政治家としての政治信条をきわだたせていた。

片山健也ニセコ町長の講演からは、一言でいうと強いパッションを感じた。FOIAを目標にしたという情報公開条例制定の逸話やメリハリの効いた政策決定手法には、ある種の爽やかささえ覚えたほどである。氏が冒頭に今回は裏話を中心にと言われたが、確かに裱を脱いだ生の声であった。ニセコ町の志の高さは今後も大いに見習っていきたいと思う。

# 豊平川と豊平橋の名前



明治10年開拓使地理課から札幌本庁の幹部宛に豊平川の名称について伺が出された。当時札幌川と言われていた現在の豊平川の名称について、なんとなく豊平川と呼ぶようになって、公文書上でも札幌川と豊平川の両方を用いるようになってきた。そのため自然にひとつの川を二つの川であるように誤解されるものになるので、なるべくならこれからは新称の豊平川をやめ、古称の札幌川と称するようにしたい、ということで、その旨の布達文を添えて伺っている（『取裁録』北海道立文書館1957-57）。公文上の「豊平川」の使用は、明治3年には種川の保護による川漁制限などの際にすでに確認できる（たとえば『小樽往復』道文A4/233）。その後の使用頻度が多くなってきたことからの伺なのであろう。

だが別紙である布達文は添付されず、山川などの名称についての一意見が付されていた。それによると山や川の公称の多くは土地の人々が付けるもので古い時代から皆そうであった。まして総て創業の時であり、これらの山や川の名称もものごとに害がなければそのまま使われても妨げにはならないだろう。明治7年6月の長官の布達文にも豊平橋云々とはあっても川の名前については言及していない。一般に豊平川を普通の名称とし、往々公文上にも用いるようになってきたが、このまま豊平川の名称を使用しても害はないと思われ、というものであった。

上記の伺には、その上覧に印鑑から調所広丈と思われる指令が記されている。それによると、通称は豊平とすること、原名の札幌河は残し、豊平橋の下流を通称によるとした。豊平橋の上流と下流で呼び方を変えようとしたようである（前掲『取裁録』）。

現在の豊平川は本来札幌川であり、混乱を招くことになるので、豊平川の名称を止め、札幌川とするという考えに対し、害はないのでそのままで行こうという考えが示されたものである。山や川の名称については、公文上の問題でなく、土地の人々の使い方で決まってくるものであるという考え方であった。

明治7年6月の布達文とは、豊平村と上白石村設置の管内布達に、豊平村は「豊平橋以東月寒村界マテ本道左右へ移住ノ分」、上白石村は「右ハ豊平橋以北河流の東岸ニ浴ヒ移住ノ分」とあったことを指している。実は、同じことを3月17日に市在正副戸長へ達したのものには、豊平村は「豊平橋ヨリ月寒村下迄新道筋左右」、上白石村は「白石村より豊平川端へ移住ノ者二十六戸」となっており、すでに「豊平川」も「豊平橋」も使って箇所いる（『明治七年 開拓使布令録』など）。同じ明治7年に豊平川出水で橋が流されるが、その際の志村鉄一の願書に「豊平川橋」、副戸長からの報告書に「豊平橋」とある（『開拓使公文録』道文5980-13）。

豊平橋については、明治18年に大蔵省が編集・刊行した『開拓使事業報告 第二編』によると明治8年の豊平橋架橋の記事に「上流ヲ札幌川」といい明治4年4月に「始テ橋ヲ架ス」とあり、明治9年12月ホルト設計の橋が完成した記事に「豊平橋成ル」と記されている。これだと豊平橋の名称は、明治9年にホルトが設計した橋が完成したときに名付けられたように見える。

創成橋の場合、その名称は明治5年に言葉の意味を考慮して岩村通俊開拓判官が決めたことは、その指令が残っているので確認できる（『地理諸留』道文659-3）。また創成川は、幕末に開削された堀を開拓使になって南北に延長開削したもので、当時の公文書には「新川」と称されることが多かった。『開拓使事業報告』によると明治7年鴨々川の注ぎ口に水門を作った際に札幌市街に通じる小川を補修し「七月竣工創成川ト称ス」とある。これによると、明治7年に創成川の改修を行った際に「創成川」という名称が決まったように記している。川の名称については公文書や指令上はまだ確認できていない。だが創成橋が先につくられ、創成川は橋の名前から名付けられたといえよう。しかし豊平橋の場合、橋が出来る以前から豊平川の名称が使用されていることから、その川に架かる主たる橋又ははじめて架けられた橋に川の名前が付された、などと考えると良さそうに思う。7年には「豊平橋」が使用されるが、それが定着するのはいつだろうか、まだ調査が必要である。（文化資料室 榎本 洋介）

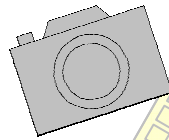
# 写真で見る札幌

—このクマご存知ないですか?—



『百聞は一見にしかず』という諺のように、写真からは一目でその場の雰囲気や様子を、文字や言葉よりリアルに感じ取れます。たとえば明治初期の札幌の写真を見ると「本当にここが今の三越の辺りなの？人々はこんな服装だったの？」と驚きます。私たちが過去の一場面に、一瞬にしてタイムスリップさせてくれます。ほんの30、40年前には当たり前だったものが、今見ると街の景観や人々のファッションにはっきりとした違いを感じます。写真は、個人の思い出やアートとしてばかりでなく、見る人全てにわかり易く多様な情報をもたらす記録資料として、歴史分野のみならず、他の多くの分野に情報を提供できる貴重な資料だと思います。

文化資料室には、さっぽろ文庫や市史などの編さんのため集められた写真約4万点、札幌写真ライブラリーから移管された写真約3万6千点を所蔵しています。これらの写真は以前から来室者には公開していましたが、昨年8月からは当室ホームページ上でもご覧いただけます。写真を記録資料として使用する際に重要なのは、画像を解説する情報（書誌情報）です。いつ、何を、どのように撮影したのか等、写真についての書誌情報が多ければ、記録資料としての利用価値は格段に高まります。しかし文化資料室には、撮影者が不明で寄贈者からの情報もない写真や、整理がまだ行き届かない写真も数多くあり、写真の書誌情報を整理して公開できないのが現状です。少しでも情報を集めようと日々考証作業に奮闘していますが、公共の建物が写っているなどの手がかりがない限り、情報収集が困難なことも多々あります。写っている建物の場所を古い住宅地図で探したり、新聞スクラップで関連記事を検索するなど既存の資料を活用して、作業を進めていますが、すぐに正確な情報にたどり着くのは容易ではありません。たとえば右の写真では「なぜタライに小熊がつかっているのだろう？場所はどこな？」といった自問自答を重ねています。



「三八菓子店前のクマ」

作業が行き詰っている時、たまたまホームページで写真を見た方から画像に関するより正確な情報を提供されることがあります。先日「先代から70年間円山に住んでいるが、円山ハウスの写真の年代が違うのでは？」とご指摘をいただきました。考証の結果、写真の正しい撮影日を絞り込むことができました。さらにそこに写っている建物の設立時期、一緒に写っていた電車の型や選挙ポスターの内容等から書誌情報を充実させることもできました。ほかにも「これは荒井山スキー場ではなく、神社山スキー場では？」とのご指摘もいただきました。地図を比べて見るとやはり神社山スキー場でした。その被写体に詳しい方ならば写真を見てすぐわかるような事実、写真を整理する側の私達はなかなかたどり着くことができないと日々感じています。

写真を公開、活用していく中で、その価値を再認識し、新たな情報や資料の発見につながっていくことがあります。多くの方々に利用していただくことで、新たな情報が加わり、そのことがよりいっそう資料価値や利用価値を高めることにつながっていきます。情報や資料を提供してくださる方々のお力添えをいただきながら、写真を資料として育て、活用していただけるように、これからも札幌の歩みを写真を通して発信していきたいと思っております。

(郷土史相談員 蔵満 和泉)



# 刊 行 物

# 紹 介



## 『札幌市文化資料室研究紀要』第3号

3月末日 刊行!

※販売・一般配布はしていません。当室および札幌市立各図書館で閲覧できるほか、各都道府県の公文書館等関係各機関に寄贈しています。

平成21年3月に創刊した『札幌市文化資料室研究紀要』の第3号を刊行します。公文書館設置に向けた当室の活動の一部を収めています。ぜひご覧ください。

講演録 札幌市公文書館に期待すること ～利用者のための公文書館像～

講演録 札幌市公文書館への希望と課題

講演録 公文書館開館準備期に何をするか

論 文 札幌市の文書保存と合併町村の引継文書

文化資料室ホームページからダウンロードすることができます!

URL <http://www.city.sapporo.jp/bunkashiryo/index/html>

## 歴史資料整理員だより④

私は昨年10月から、歴史資料整理員として業務に携わっています。現在扱っている資料は、現段階で保存期間30年を超えた、札幌市の公文書です。その内容は札幌の行政に関わるもので、例えば議会の議事録や町村合併に関わる書類が大半です。明治から昭和にかけての札幌の歴史の変動を紐解くのに欠かせない資料です。現在扱っているそれら公文書の多くは肉筆で残されています。特に明治・大正期の文書にはくずし文字が多く、また筆者によって字の癖が異なるので、日付一つ読み解くのに苦労することもしばしばです。しかし、そうした苦労の中にこそ、歴史を知る上での資料の面白さがあるように思います。

資料原本を扱っていると時折、当時使用されていた婚姻届や通帳といった、民衆生活に直結するようなものが参考として出てきます。それらは、私にとって知識としてしかなかった時代の人々の暮らしを克明に教えてくれる、貴重な資料です。また、戦時中の文書には殊に目を見張るものがあり、明治の頃から徐々に、議会議事録の中には戦争に関わる単語や議題が増えていきます。私が知らない時代を、このように資料が、まるで一つのストーリーをリアルに語ってくれているかのようです。この物語の断片を、資料一枚一枚から採取しデータ化することで、平成25年開館予定の札幌市公文書館へと繋がっていきます。現在行っているこの作業もいずれは歴史の一部になるのだと思うと、感慨深いものがあります。

(歴史資料整理員 高野 由香)



## 文化資料室 利用のご案内

- 開館時間■ 8:45~17:15 ■入館料■ 無料
  - 休館日■ 土・日・祝日・年末年始(12月29日~1月3日)
  - 交通アクセス■
- 東豊線「豊水すすきの」駅下車6・7番出口から徒歩3分、  
または南北線「中島公園」駅下車1・2番出口から徒歩5分
- ♪郷土史相談室・札幌の歴史展示室がご利用になれます  
♪ご来館の際は公共交通機関でお越しください



文化資料室ニュース

第13号・2011年3月

発行 札幌市文化資料室 〒064-0808 札幌市中央区南8条西2丁目

Tel・文化資料室事務室 011-521-0205, 郷土史相談室 011-521-0207 Fax・011-521-0210

E-mail・shiryoshitsu@city.sapporo.jp URL・<http://www.city.sapporo.jp/bunkashiryo/>